

生活福祉資金

修学資金（新潟県社会福祉協議会）

新潟県社会福祉協議会では、高等学校、高等専門学校、短大、大学、専修学校に就学するのに必要な経費を貸付しています。

制度の概要は次のとおりです。

1 貸付対象

一定額以下の所得の方で他の貸付制度が利用できない方。母子家庭は母子・寡婦福祉資金貸付金の対象となります。

平成20年度所得基準額の例 (単位：円)

世帯人員	新潟市、長岡市	左以外の市町村
1人	163,000	141,000
2人	236,000	206,000
3人	288,000	253,000
4人	353,000	313,000
5人	405,000	360,000
6人	457,000	407,000
7人以上	1人増すごとに 58,000	1人増すごとに 52,000

※上記所得の算出方法（詳しくは社会福祉協議会に照会してください。）

A から B を引いた金額

○ 給与所得者

$$\begin{array}{|l|l|l|l|} \hline \text{A} & \begin{array}{l} \text{前3か月程度の平均月額における基本給、各種手当及び賞与（年間支給見込額の1か月相当額）を加算した額} \end{array} & \text{— B} & \begin{array}{l} \text{月額の手続き、住民税、社会保険料（雇用保険料を含む）、通勤手当（事業所から支給されているものに限る）} \end{array} \\ \hline & & & \text{＝ 所得} \end{array}$$

○ 農業及びその他の自営業者

$$\begin{array}{|l|l|l|l|} \hline \text{A} & \begin{array}{l} \text{前年度総収入金額から、事業に要する経費を控除した額（所得金額）を1か月分に換算した額} \end{array} & \text{— B} & \begin{array}{l} \text{所得税、住民税、国民健康保険料、国民年金掛金の1か月分相当額} \end{array} \\ \hline & & & \text{＝ 所得} \end{array}$$

2 貸付の条件

① 貸付限度額

○ 修学費

学 種	月 額
大 学	65,000円
短大・専修学校・高専	60,000円
高 校	35,000円

○ 就学支度費

学 種	金 額
大学・短大・専修学校・ 高専・高校	一 律 500,000円

② 貸付期間 貸付申請の月から卒業の月まで

③ 申請時の条件 原則として連帯保証人 1人

④ 返 済

- ・ 無利子
- ・ 卒業後、据置き期間6か月で、10年以内に償還

3 相談・問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 生活支援課

新潟市中央区上所2-2-2（新潟ユニゾンプラザ内）

電話：025-281-5522

各市町村の社会福祉協議会

お住まいの市町村の地区担当民生委員

- ※ 申込みは随時受付しています。
- ※ 新潟県奨学金との重複貸付はできません。
- ※ 日本学生支援機構の奨学資金が優先されます。

例えば、日本学生支援機構の奨学金の申請を行ったが、決定までに時間を要する等、とりあえず当面の学費等の支払いが困難であるなどの場合にあっては、必要となる数ヶ月分について修学費の貸付を行い、日本学生支援機構の奨学金が決定され次第、修学資金の貸付分については償還していただくことになります。